

2020年10月1日

株式会社トクヤマ

適用範囲を拡大した在宅勤務制度の導入について

株式会社トクヤマ（東京本部：東京都千代田区、社長：横田 浩）は、新しい生活様式の定着や働き方改革を意識して、在宅勤務が利用できる要件を緩和し、フレックスタイム勤務者全員を対象にした在宅勤務制度を整備しました（2020年10月1日より施行）。

この在宅勤務の適用範囲拡大は、従来の育児や介護を要件とした在宅勤務制度との整合性をとりつつ、定常時において、多くの従業員が生産性を向上させ、ワークライフバランスを確保できる働き方を目指したものです。そして、本適用範囲拡大にあたり、在宅勤務をより効果的に行うために、在宅での働き方や上司によるマネジメントの在り方をまとめた「在宅勤務の栞」の全面改訂を行い、発行しました。

現在は、新型コロナウイルス感染症対策として各職場で臨時在宅勤務^{*}を行う中、この栞を活用し、これまでの仕事のやり方を変化させ、より一層の企業価値向上につなげてまいります。

記

	在宅勤務A（新設）	在宅勤務B（従来型）
対象者	本人が在宅勤務を希望し、会社が認めたフレックスタイム勤務者	介護・育児を理由とする場合。 在宅勤務Aやフレックスタイムの弾力運用など他の制度の利用によっても就業継続が難しいフレックスタイム勤務者
日数	原則として週2回まで	原則として週4回まで
短時間利用	可（半休との組み合わせも可）	
勤務場所	自宅、その他セキュリティや執務環境面で就業場所として相応しい環境	

※臨時在宅勤務：新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務が可能な職種を対象に週5回まで利用可能としています

以上

【本件に関する問合せ先】

 株式会社トクヤマ 広報・IR グループ
 （東京） TEL：03-5207-2552